

商品概要説明書

相続定期貯金

商 品 名	・相続定期貯金 ≪スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金で組入れます≫
ご利用いただける方	・金融機関（当 J A 以外の金融機関を含む）での相続手続完了後 1 年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】 ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ・戸籍謄本の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等
期 間	・6 か月 ・自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱いとなります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・1 0 0 万円以上相続により取得した金額の範囲内まで ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時の「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に 0.2% を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・スーパー定期貯金＜単利型＞は、マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）スーパー定期貯金＜単利型＞の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 （２）大口定期貯金の場合 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が 0 % を下回るときは、0 % を下限とします。 ① 次の預入期間に応じた利率 - A 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

	(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1, 000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、総合リスク管理部 (電話 : 0120-62-9311) または口座開設店舗にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター (電話 : 045-211-7716)
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定<単利型>」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 横浜